

平成22年9月8日(水曜日)第3回定例会

出席議員(18名)

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
11番	松田孝	議員	12番	石川忠義	議員
13番	新宮征一	議員	14番	伊藤忠男	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鈴木賢也	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会委員長
芳賀靖夫	農業委員会会長	今野要一	総務課長
横山一郎	総務課長 危機管理室長	菅野英行	総合政策課長
月光龍弘	総合政策課長 イメージアップ推進室長	宮川徹	総合政策課企業立地推進室長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	犬飼一好	建設管理課長
富澤三弥	建設管理課長 都市整備室長	軽部修一	建設管理課長 緑化推進室長
山田敏彦	下水道課長	尾形清一	農林課長(併) 農業委員会事務局長
工藤恒雄	商工観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	安孫子政一	会計管理者 (兼)会計課長
那須勝一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	鈴木一徳	学校教育課長
阿部藤彦	学校教員給食室長 中学校給食室長	白林和夫	学校教育課長 指導推進室長
清野健	生涯学習課長 生涯学習課長	片桐久志	監査委員
奥山健一	生涯学習課長 生涯学習課長		

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

平成22年9月第3回定例会

議事日程第4号

第3回定例会

平成22年9月8日(水曜日)

午前9時30分開議

再 開

日程第1 質疑

〃 2 予算特別委員会設置

〃 3 決算特別委員会設置

〃 4 委員会付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

質 疑

高橋勝文議長 日程第1、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

報告第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第1号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 幾つかの点についてお尋ねしたいと思います。

まず1点は、決算審査意見書、ページ21の性質別経費比較表、繰出金の内訳について、そのうち病院事業会計と水道事業会計及び公共下水道事業特別会計については、それぞれへの地方交付税額を普通交付税需要額と特別交付税算定額別に、それから一般会計からの繰出状況について、それぞれの繰出基準額と実繰出額を示していただきたいと思えます。

高橋勝文議長 丹野財政課長。

丹野敏晴財政課長 それでは、病院、それから下水道、水道事業に対しましての繰出基準と繰出額、それから地方交付税の算入額というような御質問でございますね。

お答え申し上げます。

水道事業に対する繰出基準額、これにつきましては645万5,000円でございます。それに対する実繰入額は同額の645万5,000円でございます。

次に、下水道事業会計に対する繰出基準額でございますが、8億1,335万2,000円でございます。実繰入額は7億1,174万6,000円でございます。これに対しまして、普通交付税に算入されている額でございますが、下水道事業関係では5億7,071万1,000円になっております。

次に、病院事業会計でございます。病院事業に対する繰出基準額は2億8,795万円、実繰入額は4億6,222万円でございます。これは、一般会計と国保会計から合わせた額でございます。これに対しまして、普通交付税に算入されている額は1億4,728万7,000円、特別交付税で算入されている額が4,100万円、合わせまして1億8,828万7,000円でございます。

以上でございます。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 ありがとうございます。

次、2点目お尋ねしたいわけでありませけれども、151ページの戸籍の関係でありますけれども、この関係で、今議会の初日の行政報告の中でも戸籍関係で30件ほど抹消が済んでいないというか、そういうふうな状況があったというふうな市長から報告がありました。

そこで、お尋ねをしたいのですが、いつごろ、どういう状況なのか、その30件というものが。それから、いつからそういう事態になっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、二つ目ですけれども、131ページ、臨時・パートの関係でありますけれども、昨年度在籍した職種別の臨時とパートの年収は幾らであったのか、教えていただきたいと思います。

それから、3点目です。251ページ、10款の小学校の給食の関係でありますけれども、21年度は柴橋と西根小学校の調理業務が民間委託されているわけであります。6月の議会でも、「仕様書に基づく契約自体が職安法に抵触しているのではないか」というお尋ねをしましたけれども、この点について「法に抵触しているとは思われない」というふうな答弁がありました。

したがって、改めて私は、責任者を選任してその指示のもとにというようなことでありますけれども、これは、労働者派遣法では問題ないわけでありますけれども、そのこと自体が職安法に抵触するのではないかというふうにお尋ねをしたんです。したがって、「問題ない」というふうな答弁でありましたけれども、監督官庁なりに確認をしたのかどうかをお聞かせをいただきたい。もししていないのであるとするならば、違法な状態ということは、私は看過できないわけありますので、決算特別委員会までにきちっと調べて御報告をいただきたいというふうに思います。

以上、3点についてお伺いをいたします。

高橋勝文議長 安彦市民生活課長。

安彦 浩市民生活課長 ただいま川越議員から二つほど御質問がありましたので、適宜お答えしたいと思います。

どういう状況なのかということでございます。これにつきましては、戸籍の通達等によりまして、100歳以上の方で、その方の生死及び所在について調査の資料を得ることができない方については、戸籍の通達によりまして、法務局の許可を得て戸籍を削除することができるということになっております。これに基づきまして調査のところ、先日市長が申しあげましたとおり、30名の方が戸籍上残っていらっしゃるというふうな状況になっているところであります。

いつからかと申しますと、戸籍は生まれたときに戸籍に入るというふうなことでございますので、最高齢の方が138歳というふうなことでございます。明治5年からその方が生きていたというように形に戸籍に残っているというふうな状況であります。

以上であります。

高橋勝文議長 今野総務課長。

今野要一総務課長 臨時職員、日々雇用職員とパートの年間の所得というような御質問でございます。

一つは、一般事務で月額で6,500円で雇用している方については10カ月雇用となりますけれども、131万4,000円です。

職種別とありましたので、保育士ですが、月額6,900円になりますけれども、年間で169万2,000円です。パートの場合ですが、保育所のパートで週29時間のパートになりますけれども、時給が960円ですが、パートは12カ月雇用になりますけれども、136万2,000円でございます。

病院の看護師も日々雇用職員として雇用しておりますけれども、この場合は270万5,000円でございます。

以上でございます。

高橋勝文議長 阿部中学校給食準備室長。

阿部藤彦中学校給食準備室長 小学校の給食の調理業務の委託につきまして、「確認したのか」という御質問でありますけれども、さきの6月の一般質問の折に労働基準監督署の方に問い合わせをしたところでございます。

その結果、法に触れるということはないということを確認はしております。

高橋勝文議長 川越議員に申し上げます。

所属する委員会の審査案件につきましては、極力控えていただくようお願いして、そして政策的な質問に限って質問をお願いいたします。

川越議員。

川越孝男議員 決算議会でありますので、決算審査をしながら検査というのは、来年度の施策に反映をさせていくという大きな役割があるわけでありますので、それぞれ質問をさせていただきたいというふうに思いますが、所管の部分については理解をします。ただ、基本的な部分、委員長も分科会や委員会に出席されないわけでありますので、ここでお尋ねをしておったところがあります。

それで、戸籍の関係については、これまでも何回か申しあげているんですけれども、行政の本来の役割、任務、行財政改革で「官から民へ」という一つの流れがあります。こういう流れがあることも私は承知をしていますし、全面的にそれを否定するものではありません。しかし、行政本来の仕事、これがおろそかになってはだめだというふうなことをこれまでも再三にわたって指摘をしながら、本来の仕事としては、民間が立ち入ることのできないものとしては、地籍であるとか、戸籍であるとか、さまざまな地方公共団体が、市が備えなければならない各種の台帳などというのは、これは本来行政がやらなければならない仕事だというふうに私自身認識をしています。

したがって、この間、市の職員が定年退職した後に、後を補充しないで臨時、パートで対応してきたという期間がずっとありました。そして、ことしの5月31日現在でも臨時者が78名、パートが85名という163名の臨時・パートの応援をいただく中で、市の業務が回っているというような状況になっているわけでありますけれども、今回のこの戸籍の整理がなっていないのが明らかになったわけでありますけれども、そのほかの市のさまざまな台帳や何かで不備な部分というのはないのかどうか、これは前にも議会で何回か提示をさせてもらっていますけれども、膨大な量にもなるというふうに思いますが、そういう点検をしているのかどうかも含めて、整備されていない関係の台帳などの有無とあわせてお尋ねをしたいと思います。

それから、臨時・パートの年収の関係でありますけれども、先ほどあったように非常に金額が少ないです。社会問題となっているのは年収200万円以下、暮らせないというようなことで、国会の中でも再三議論になっています。まさに「ワーキングプア」ということになっていますけれども、こういう状況について、寒河江市の仕事をしながら年収130万円などという、こういう状況について市長はどのように、今すぐというふうなことは、どうだこうだとはできないにしても、こういう実態についてどういう認識をされているのかお聞かせをいただきたいと思います。この前の6月の議会では、県内の市町村と比較しても格別安いわけではないという、他市町村との類似の関係ではわかりますけれども、一人の労働者が市の仕事をして生きていく、生活をしていくというふうな観点から見た場合に、こういう状況をどのように認識されているのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、小学校の契約の関係でありますけれども、労働基準監督署の方では、「問題ない」というふうなことであったというふうなことでありますけれども、「川越議員、先ほど申しあげておりますので、その点については十分理解してください」の声あり）仕様書についても監督署に提示

をして、その結果そういうふうなことであったのかということだけ、この部分ではお聞かせをいただきたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 御案内のとおり、市で保有しているさまざまな個人情報、台帳等あるわけであり、その管理というものは、行政体としては常に適正に、そして新しい情報を受けながら更新していくということがやっぱり必要だろうというふうに思います。

今回の事件については、全国的にそういうことが表の方に出てきて、改めて各自治体がそういう調査をしてということで、全国的にそういう膨大な件数が出てきているという状況であります。そういう事態を機に今回も改めて調査をした結果、そういう30名という数字が出てきたわけであり、すけれども、我々としては、やはりそういういろいろな市民の情報、あるいは市の持っている情報というものの適正な管理というものはやっぱり自治体としての当然の使命だというふうに思いますから、できる限り今回の事例を教訓として改めてそういうものをそれぞれの部署で点検をし直すということをしていきたいというふうに思っているところであります。

それから、パートの皆さんの収入が果たしてどうなのかという御指摘でありますけれども、基本的には自治体だけでなく、額的には市内のそういう業態の収入と比較してそれほど高いわけでもないし、低いわけでもないのではないかとこのふうには思いますが、パートの場合ですと、ある意味やっぱり勤務時間にそれぞれ都合があるわけであり、必ずしもその年収が比較してどうかという基準だけでは図れないというところがあるかと思えます。そういう観点も我々としては思っているところでありますけれども、全体としてやっぱり雇用情勢なかなか厳しい状況の中であり、引き続き雇用対策というものをやっぱり我々として充実しながらそういう状況というものを改善していくという努力はしていかなければならないというふうに思っているところであります。

高橋勝文議長 阿部室長。

阿部藤彦中学校給食準備室長 監督官庁への質問の仕方では様書を示して質問したのかということですが、質問は電話での照会ということでございます。

高橋勝文議長 認第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第52号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第53号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第54号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第55号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第56号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

高橋勝文議長 日程第2、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第52号に対しては、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第52号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

決算特別委員会設置

高橋勝文議長 日程第3、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第1号から認第11号までの11案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く16名を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思いを。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第1号から認第11号までの11案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く16名を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

高橋勝文議長 日程第4、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務常任委員会	議第56号、請願第6号
厚生経済常任委員会	議第53号、議第54号、 議第55号、請願第7号
予算特別委員会	議第52号
決算特別委員会	認第1号、認第2号、 認第3号、認第4号、 認第5号、認第6号、 認第7号、認第8号、 認第9号、認第10号、 認第11号

散 会 午前9時57分

高橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。